

議案第5号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(入居者の資格) 第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者）にあっては、第1号、第3号及び第4号）の条件を備えている者とする。 (1) 略 (2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 次のいずれかに該当する場合 21万4千円 (ア)～(オ) 略 (カ) 同居する者に中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。第7条第4項第1号において同じ。）を卒業し、又は修了するまでの児童がいること。 (キ) 略	(入居者の資格) 第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者）にあっては、第1号、第3号及び第4号）の条件を備えている者とする。 (1) 略 (2) その者の収入がアからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからエまでに掲げる金額を超えないこと。 ア 同居する者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が3人以上いる場合 25万9千円 イ 次のいずれかに該当する場合（アに該当する場合を除く。） 21万4千円 (ア)～(オ) 略 (カ) 同居する者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいること。 (キ) 略
--	--

(ク) その者又は同居する配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）のいずれかが40歳未満の者であり、当該配偶者以外に同居する者がいないこと。

ウ 法第24条第2項の規定に該当する県営住宅の場合（ア又はイに該当する場合を除く。） 21万4千円（災害発生の日から3年を経過した後は、15万8千円）

エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 15万8千円

(3)・(4) 略

2・3 略

(入居者資格の特例)

第5条の2 略

2 前条第1項第2号ウに掲げる県営住宅の入居者は、同項に掲げる条件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居者の選考)

第7条 略

イ 法第24条第2項の規定に該当する県営住宅の場合 21万4千円（災害発生の日から3年を経過した後は、15万8千円）

ウ ア及びビイに掲げる場合以外の場合 15万8千円

(3)・(4) 略

2・3 略

(入居者資格の特例)

第5条の2 略

2 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅の入居者は、同項に掲げる条件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居者の選考)

第7条 略

2・3 略 4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。 (1) <u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>と同居する者 (2) 略 (3) 5人以上の世帯を構成する者 (4)～(14) 略 (15) <u>その者又は同居する配偶者のいずれかが40歳未満の者であり、当該配偶者以外に同居する者がいないもの</u> (同居の承認) 第9条の2 略 2 知事は、次に掲げる事由の全てに該当するときは、前項の承認をすることができる。 (1) 略 (2) 前項の承認後における当該入居者の収入が第5条第1項	2・3 略 4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。 (1) <u>中学校を卒業し、又は修了するまでの児童と同居する者</u> (2) 略 (3) 5人以上の世帯又は<u>18歳未満の児童が3人以上の世帯を構成する者</u> (4)～(14) 略 (同居の承認) 第9条の2 略 2 知事は、次に掲げる事由の全てに該当するときは、前項の承認をすることができる。 (1) 略 (2) 前項の承認後における当該入居者の収入が第5条第1項
--	---

第2号アから<u>エ</u>までに掲げる場合に<u>応じ、それぞれ同号アからエまでに掲げる金額を超えないこと。</u> (3)・(4) 略 (入居の承継の承認) 第9条の3 略 2 知事は、同居者が次に掲げる事由の全てに該当しているときは、前項の承認をすることができる。 (1) 略 (2) 前項の承認後における当該同居者の収入が第5条第1項第2号アから<u>エ</u>までに掲げる場合に<u>応じ、それぞれ同号アからエまでに掲げる金額を超えないこと。</u> (3) 入居者の配偶者又は第7条第4項各号に掲げる者であること。 3～5 略 (収入超過者等に関する認定) 第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項又は第3項の規定に	第2号アから<u>ウ</u>までに掲げる場合に<u>応じ、同号アからウまでに掲げる金額を超えないこと。</u> (3)・(4) 略 (入居の承継の承認) 第9条の3 略 2 知事は、同居者が次に掲げる事由の全てに該当しているときは、前項の承認をすることができる。 (1) 略 (2) 前項の承認後における当該同居者の収入が第5条第1項第2号アから<u>ウ</u>までに掲げる場合に<u>応じ、同号アからウまでに掲げる金額を超えないこと。</u> (3) 入居者の配偶者（<u>婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。</u>）又は第7条第4項各号に掲げる者であること。 3～5 略 (収入超過者等に関する認定) 第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項又は第3項の規定に
--	--

より認定した入居者の収入の額が第5条第1項第2号アからエ
までに掲げる場合に応じそれぞれ同号アからエまでに掲げる金
額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入
居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、そ
の旨を当該入居者に通知するものとする。

2・3 略

より認定した入居者の収入の額が第5条第1項第2号アからウ
までに掲げる場合に応じ同号アからウまでに掲げる金額を超え、
かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入居している
ときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該
入居者に通知するものとする。

2・3 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 6 号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類		免除の条件	免除の範囲
略			
看護職員奨学金	県内における看護職員（保健師、助産師及び看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保を図るため、国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）において看護学を専攻する者（地域枠推薦入学又は看護職員確保のために設けられた特別の入学生	1 鳥取大学を卒業した日から2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に看護職員の免許を取得し、かつ、大規模病院以外の県内の施設において常勤看護職員（1週間当たりの勤務時間が32時間以上である看護職員をいう。以下同じ。）の業務に従事し、又は県内の看護職員養成施設において常勤看護教員（1週間当たりの勤務時間が32時間以上	略

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類		免除の条件	免除の範囲
略			
看護職員奨学金	県内における看護職員（保健師、助産師及び看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保を図るため、国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）において看護学を専攻する者（地域枠推薦入学又は看護職員確保のために設けられた特別の入学生	1 鳥取大学を卒業した日から2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に看護職員の免許を取得し、かつ、大規模病院以外の県内の施設において常勤看護職員（1週間当たりの勤務時間が32時間以上である看護職員をいう。以下同じ。）に従事し、又は県内の看護職員養成施設において常勤看護教員の業務に従事し、引き続き6年間これ	略

により入学した者に限る。) で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	である看護教員をいう。 <u>以下同じ。)</u> の業務に従事し、引き続き6年間これらの業務に従事したとき。	2 県内において <u>常勤看護職員</u> 又は <u>常勤看護教員</u> の業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	3 第1号に該当する場合を除き、県内において <u>常勤看護教員</u> の業務に従事し、引き続き看護職員奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上その業務に従事したとき。	債務の全部又は一部(大規模病院において <u>常勤看護職員</u> の業務に従事した場合にあって
により入学した者に限る。) で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	らの業務に従事したとき。	2 県内において <u>常勤の看護職員</u> 又は <u>看護教員</u> の業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	3 第1号に該当する場合を除き、県内において <u>常勤の看護職員</u> 又は <u>看護教員</u> の業務に従事し、引き続き看護職員奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上その業務に従事したとき。	債務の全部又は一部(大規模病院において <u>常勤の看護職員</u> の業務に従事した場合にあって

		は、貸与を受けた看護職員奨学金の額の2分の1に相当する額を限度とする。)	
4 第2号に該当する場合は除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため常勤看護職員の業務に従事することができなくなつたとき。	4 第2号に該当する場合は除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため常勤看護職員の業務に従事することができなくなつたとき。	略	
略			
医師養成確保奨学金	略		
県内における医師の確保を図るため、大学において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又	略		
3 前号に該当する場合は除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなつた	3 前号に該当する場合は除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなつた		
債務の全部又は一部	債務の全部又は一部		

	は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）（学校法人自治医科大学（以下「自治医科大学」という。）において医学を専攻する者）にあっては、将来知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「勤務命令病院等」という。））において医師の業務に従事しようにとするものに対して貸し付ける資金	とき。	は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）（学校法人自治医科大学（以下「自治医科大学」という。）において医学を専攻する者）にあっては、将来知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「勤務命令病院等」という。））において医師の業務に従事しようにとするものに対して貸し付ける資金	とき。	
地域医	県内における	1 鳥取大学を卒業した			債務の

療強化 医師確 保奨学 金	医師の確保を図 るため、鳥取大 学において医 学を専攻する者 （県内の地域医 療に貢献する者 を確保するため に設置される特 別の入学枠によ り入学した者に 限る。）で、将 来県内において 医師の業務に従 事しようとする ものに対して貸 し付ける資金	日の属する年度の翌年 度の初日から起算して 2年（災害、疾病その他 やむを得ない理由によ り知事が必要と認めた ときは、知事がその都度 定める期間）以内に医 師免許を取得した後、直 ちに（災害、疾病その他 やむを得ない理由によ り知事が必要と認めた ときは、知事がその都度 定める期間内に）国立 大学法人鳥取大学医学 部附属病院が管理を行 う臨床研修を受け、当該 臨床研修を修了後直ち に（災害、疾病その他や むを得ない理由により 知事が必要と認めたと きは、知事がその都度定 める期間内に）国立大 学法人鳥取大学医学部 附属病院が管理を行う 専門研修（医師が臨床 研修を修了した後を受	全部
------------------------	--	--	----

ける医療に関する専門的な知識及び技能に関する研修をいう。以下同じ。)を受け、又は知事が別に定める業務に従事し、専門研修等期間(専門研修を県内において受けた期間又は知事が別に定める業務に従事した期間を通算した期間をいう。以下この項において同じ。)が4年間となったとき。	2 前号に規定する臨床研修を受けている期間又は専門研修等期間中に、研修若しくは業務上の事由により死亡し、又は研修若しくは業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその研修を受け、又はその業務に従事することができなくなったとき。
--	--

	3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部
略		
育英奨学資金	有用な人材を育成するため、県内に住所を有する者の子等で高等学校（高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）、特別支援学校、高等学校、大学（大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）又は専修	債務の全部又は一部
1 借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。 2 国外の大学を卒業した者（貸与を受けた奨学資金の額に国外加算額が含まれる者に限る。）が、当該大学を卒業した日から起算して1年（国内への転居、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたと		
	債務の一部（国外加算額に相当する額を限度とする。）	債務の一部（国外加算額に相当する額を限度とする。）
略		
育英奨学資金	有用な人材を育成するため、県内に住所を有する者の子等で高等学校（高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）、特別支援学校、高等学校、大学（大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）又は専修	借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。
	債務の全部又は一部	債務の全部又は一部

	学校に在学するもののうち、経済的理由により修学が困難である者に対して貸し付ける資金	は、3年以内で知事がその都度定める期間）以内に県内居住（就業を伴う県内での居住をいう。以下同じ。）又は県内就業（県内企業（勤務する事業所又は主たる事務所の所在地が県内にあるものをいう。）における就業をいう。以下同じ。）を開始し、当該大学を卒業した日から起算して8年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）を経過するまでの間に県内居住の期間と県内就業の期間が通算して5年以上となったとき。		
略			略	
備考	1 略	備考	1 略	

2 看護職員奨学金の項免除の条件の欄第1号及び第3号の規定による常勤看護職員又は常勤看護教員の業務に従事した期間の計算については、常勤看護職員又は常勤看護教員の業務に従事することができなかった場合において非常勤看護職員（1週間当たりの勤務時間が32時間未満の看護職員をいう。）又は非常勤看護教員（1週間当たりの勤務時間が32時間未満の看護教員をいう。）の業務に従事した期間を知事が別に定めるところにより換算した期間を加えるものとする。

3 略

4 略

5 略

6 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算については、知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事する期間は3年を上限とし、臨床研修を受けた期間（その期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年未満のときは1年とする。）及び常勤医師としての業務に従事することができなかった場合において非常勤医師（当該指定病院等において定める医師の勤務時間の一部を

2 略

3 略

4 略

5 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算については、知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事する期間は3年を上限とし、臨床研修を受けた期間（その期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年未満のときは1年とする。）を加えるものとする。

勤務し、又は1週間当たり32時間未満勤務する医師をいう。

以下同じ。）の業務に従事した期間を知事が別に定めるところにより換算した期間を加えるものとする。

7 略

8 地域医療強化医師確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する専門研修等期間の計算については、知事が別に定めるところによるものとし、専門研修を修了した後（これに準ずると認められる場合を含む。）又は知事が別に定める業務に従事した後、直ちに（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間内に）県内の病院又は診療所において医師の業務に従事したときは、当該医師の業務に従事した期間を加えるものとする。

9 臨時特例医師確保対策奨学金の項免除の条件の欄第1号、臨床研修医研修資金貸付金の項免除の条件の欄第1号及び医師海外留学資金貸付金の項免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算については、常勤医師としての業務に従事することができなかった場合において非常勤医師の業務に従事した期間を知事が別に定める

6 略

ところにより換算した期間を加えるものとする。

10 育英奨学資金の項免除の条件の欄第2号に規定する国外加算額とは、貸与を受けた育英奨学資金の額のうち大学等が設置されている国の地域に応じて加算して貸与された額をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。

議案第7号

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(授業料等の減免) 第7条 知事は、非常災害その他特別の事由があると認められる生徒に対しては、規則で定めるところにより、授業料、入学料及び入学選拔手数料の全部又は一部を減免することができる。 2 略	(授業料等の減免) 第7条 知事は、非常災害その他特別の事由により、<u>学資の支弁が著しく困難であると認められる生徒</u>に対しては、規則で定めるところにより、授業料、入学料及び入学選拔手数料の全部又は一部を減免することができる。 2 略
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和7年4月以降の月分の授業料であってこの条例の施行の日までに既に納付したもののについて、改正後の鳥取県立高等学校授業料等徴収条例第7条第1項の規定により減免を行ったときは、同条例第8条の規定にかかわらず、これを還付することができる。